



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	手形債権の一部譲渡（1） 一手形債務者保護の観点からの検討－
Author(s)	林, 靖; HAYASHI, Tatsumi
Citation	北大法学論集, 55(2), 1-26
Issue Date	2004-07-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15283">https://hdl.handle.net/2115/15283</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(2)_p1-26.pdf



# 手形債権の一部譲渡（一）

——手形債務者保護の観点からの検討——

林  
身

## 目次

- 一 問題の指摘
- 二 手形債権の一部譲渡——我が国及びドイツの判例の紹介——
- 三 一部裏書の効力（以上、本号）
- 四 債権の一部譲渡（二）（以下、第五五卷第六号）

- 五 債権の一部譲渡(二)
- 六 手形債権の一部譲渡の必要性と可能性
- 七 結 論
- 八 展 開

## 一 問題の指摘

手形法は「一部ノ裏書」(以下、「一部裏書」という)を無効とする(手形法第一二条第二項・第七七条第一項第一号<sup>(1)</sup>。小切手についても同じ、小切手法第一五条第二項<sup>(2)</sup>)。「一部裏書」は、裏書人が、手形金額の一部を他人に裏書し、又は、その全額を数人に分割して裏書する場合をいうものと解される<sup>(3)</sup>。

一般に、可分の債権(とりわけ、金銭債権)を分割して、その一部を「指名債権譲渡の方法」(民法第四六七条第一項参照)によつて譲り渡すこと(以下、「一部譲渡」という)は、可能であると理解されている<sup>(4)</sup>。判例・通説は、手形債権は指名債権譲渡の方法によつてこれを譲り渡すことができるものと解している<sup>(5)</sup>。それでは、金銭債権である手形債権について一部譲渡が認められるであろうか。この点については、我が国の判例がこれを否定するのに対して、ドイツの判例には肯定した例がある(以下の二参照)。債権の一部譲渡(Teilzession, Teilabtretung)に対して比較的寛容であるドイツの判例・学説(以下の五参照)を前提とすると、一部裏書を無効とする明文の規定に拘らず、手形債権の一部譲渡が有効である場合のあることを肯定するドイツの判例・学説には、理由がないではない。ドイツの学説には、一部裏

書に関する手形法の規定は、法政策的に適切ではないと主張するものがある。<sup>(6)</sup>この主張に従えば、前述の規定の準用ないし類推適用には懐疑的とならざるをえないのであるから、手形債権の一部譲渡の要件が充たされる限り、これを有効と解しようという結論を導くことは困難ではないであろう。<sup>(7)</sup>

しかし、本稿は、我が国の判例に和して、手形債権の一部譲渡は無効と解すべきであると考ええる。一部裏書を無効とする手形法の規定は、「法律行為による移転」の場合に関する規定であり、したがって、裏書（手形法第一四条第一項）と同じく、法律行為による「債権の移転」をもたらず手形債権の「指名債権譲渡の方法による譲渡」にも、その準用ないし類推適用があると考えられるからである。<sup>(8)</sup>手形債権の一部譲渡は無効であるという結論を導くためには、このような「形式的な根拠」で足りると考えられないではない。しかし、手形法の規定それ自体に対して懐疑的であるドイツの学説の指摘に答えるためには、その「実質的な根拠」に遡る必要があるのではないだろうか。本稿の理解するところでは、一部裏書の効力を否定する「実質的な根拠」は、手形債務者を債権者による「手形債権の分割・譲渡」から生ずる不利益から解放することにある。学説では、一部裏書を無効とする規定の立法趣旨について種々の説明がなされたが、それらの多くは副次的な説明にすぎないのではないかと考える。「手形債務者保護」<sup>(9)</sup>がその実質的な根拠であることは、一部裏書の効力を否定する明文の規定を有していたイギリス及びアメリカの手形法の検討からも、<sup>(10)</sup>これをうかがうことが可能であろう。このように理解しない限り、一部裏書に関する手形法の規定に懐疑的な立場を前提として、手形債権移転の要件が充たされている以上、手形債権の一部譲渡自体を否定する理由がないという批判に答えることができないであろう。なお、指名債権譲渡の場合と異なり、一部裏書の禁止によって手形債務者を保護する理論的な根拠は、いわゆる「手形の厳正（Wechselstrenge）」の緩和ないし適正化に求めるべきであろう。すなわち、手形法は、指名債権と異なり、手形債権が債務者にとって厳格な債務であることを考慮して、これを緩和ないし適正なものとするため、一

部裏書を無効とすることによって手形債務者を保護したものと理解したいと考える。

一部裏書の効力を否定する手形法の規定を以上のように理解すると、一部裏書禁止の規定が手形債権の一部譲渡に準用ないし類推適用されるべきことは、疑問の余地がないであろう。一部譲渡の効果は、手形債権を分割・移転することにあるから、これと同一の効果の生ずる一部裏書を無効とする明文の規定があるにも拘らず、手形債権の一部譲渡を有効と解する理由<sup>(11)</sup>は難解である。手形債権の一部譲渡を否定する我が国の判例が、正当であると確信する。ただし、前述の規定は、手形債務者を保護するため、債権者が手形債権を分割・譲渡することを否定した規定であると理解すべきであるから、そうではない場合にまで及ばないことは、当然であることに注意が必要であろう。<sup>(12)</sup>

以上の解釈を導くために、以下において、まず、手形債権の一部譲渡に関する日独の判例学説を紹介し（以下の二）、ついで、一部裏書の効力について明文の規定がなかった時期において、これを無効と解していたドイツの判例・学説に遡って、その理論的な根拠いかんを探り（以下の三）、さらに、債権の一部譲渡に関するイギリス法、アメリカ法（以下の四）及びドイツ法（以下の五）を概観し、これらの検討によって、債権の一部譲渡の是非いかんは、理論上は、「債権者保護」か「債務者保護」かの対立に帰着することを明かにしたいと考える。手形の場合における一部裏書及び一部譲渡の効力いかんは、このような一般的な問題の一環であり、実は、手形法における「債務者保護」いかんの問題に連なることを明かしたいと考える。これらの検討の結果に基づき、一部裏書及び一部譲渡の必要性、その方法いかんに配慮しつつ（以下の六）、手形債権の一部譲渡はこれを否定すべきであるという結論を導きたい（以下の七）。なお、以上の検討の結果に基づき、本稿の結論の展開として、判例・学説において議論されている手形法上の諸問題について、いくつかの解釈論的な示唆を得たいと考える（以下の八）。

手形債権の一部譲渡の是非は、実務上必ずしも重要な問題ではないが、理論的には興味深い論点と関連する。本稿は、

もとより未熟な試論にすぎない。債権の一部譲渡に関するイギリス法、アメリカ法及びドイツ法の検討には、不十分な点が多々あることを自覚している。本稿は、ドイツ手形法について、比較的、広く文献を参照したにすぎない。それにも拘らず公表を思い立ったのは、一部裏書を無効とする規定の理解を深める機会を得たいと考えたからである。

注

- (1) 以下では、為替手形の条文を約束手形に準用する条文の引用を省略する。
- (2) 以下で手形という場合は、小切手を含む趣旨である。
- (3) 竹田省・手形法・小切手法一〇五頁、佐藤庸「手形・小切手の譲渡」手形法・小切手法講座第三卷一〇頁以下参照。
- (4) 鳩山秀夫・増訂改版日本債権法(総論)三四七頁、近藤英吉「柚木馨・註釈日本民法(債権篇総則) 中卷三五二頁、植林弘・註釈民法(11)債権(2) 三六七頁参照。
- (5) 大判昭和七年二月二一日民集一一卷二二二二三四七頁、竹田・前掲書九八頁参照。判例・学説の詳細については、近藤弘二「有価証券の流通」現代企業法講座第五卷八六頁以下参照。
- (6) Hueck-Canaris, *Recht der Wertpapiere*, 11. Aufl., S.81 参照。
- (7) Hueck-Canaris, a. a. O., S.81; Bijlow, *Wechselgesetz, Scheckgesetz, Allgemeine Geschäftsbedingungen*, 1991, §12 Rdn.2 参照。
- (8) Langen, *Die Wechselverbindlichkeit*, 1934, S.18 は、一部裏書を無効とする規定の適用範囲が、「法律行為による移転」にとどまり、「法律による移転」には及ばないと主張する。この結論は正当であると考えるが、その実質的根拠に遡って、この主張を基礎付ける必要があると考える。
- (9) 例えば、一部裏書を無効とする根拠として、手形法には手形金額単一の原則(手形法第一条第二号、同法七五条第二号)が妥当するという指摘がされている、奥島孝康・法学セミナー三九五号一〇五頁。同様の指摘は、奥島孝康・法学セミナー三七五号八頁でもなされている。しかし、手形金額が単一であるべきこと自体が、一部裏書を無効と解することと同義ではないだろうか。手形債権の分割・譲渡の否定は、手形金額が単一であることを意味するからである。手形法が一部裏

書を無効と定める実質的な根拠は何か、これが本稿の問題関心である。

(10) この立法が、一部裏書について明文の規定がなかった時期のフランス及びドイツにおける解釈に影響したのではないだろうか。例えば、Lyon-Caen et Renault は、イギリス法は、裏書は全額に基づくことを強制しているとして、イギリス手形法第三二条第二号を引用する。Lyon-Caen et Renault, *Traité de droit commercial*, 4e. édition. (1907), tome IV, pp.109-110 参照。一部裏書の効力を否定した、後掲のライヒ裁判所の判決である RG 1884:42 : RGZ 11, 148 (以下の三(一)参照)は、その判決理由において、一部裏書の効力を否定する立法例としてイギリス法を引用していた。

(11) 木内宜彦教授がこの可能性を示唆した、木内・法学教室七五号一八頁。しかし、支持することができない。

(12) 例えば、①一部弁済(手形法第三九条第二項)の後に、その残額についてなされた裏書は全部裏書であって、一部裏書ではない、Günthut, *Wechselrecht*, Bd II (1897), S.155, Anm. I、大森忠夫・新版手形法・小切手法講義一〇七頁参照。②被裏書人の重疊的記載の場合は、被裏書人全員が共同して権利者となるのであるから、被裏書人全員に対する裏書は一部裏書の禁止には抵触しなく、Jacobi, *Wechsel- und Scheckrecht*, 1956, S.311 参照。③裏書は全部裏書であるが、その一部について譲渡裏書であり、その残部については取立委任のために譲渡裏書がなされた場合にも、一部裏書は存在しない。この場合、債務者に対する関係において、債権者は全額について取立をなすからである、Jacobi, a.O., S.311 参照。

(13) 学説では、いわゆる手形権利移転行為有因論を前提とすると、例えば、YがAを受取人する約束手形を振り出し、Aがこの手形をXに裏書譲渡した後に、AX間の原因関係の一部が消滅した場合に、手形上の権利が一部Aに復帰し、権利がAとXに分属することを認めることとなり、この結論は手形法第一二条第二項の趣旨に反するのではないかとする指摘がある。木内宜彦・特別講義手形法小切手法一四九頁参照。

判例には、裏書人が一五〇万円の手形を一五〇万円の手形と誤信して裏書した場合、裏書人の錯誤は一五〇万円を超える部分についてのみ存し、その余の部分については錯誤はなかったものと解する余地があるとした判決がある(最高判昭和四四年九月六日民集三三卷五号六三〇頁)。理論的には難解な判決であるが(林靖・手形小切手判例百選〔第五版〕一六頁以下参照)、学説には「一部無効」の理論の適用を示唆して、この判決の結論を支持しうる可能性があるとする説がある。清水敏・昭和四四年度重要判例解説一三五頁以下参照。

これらの学説の是非については、手形法第一二条第二項に関する検討の結果を参考として、何らかの解釈論上の結論を

得ることが可能ではないかと憶測している。

二 手形債権の一部譲渡——我が国及びドイツの判例の紹介——

(一) 手形債権の一部を指名債権譲渡の方法によつて譲渡しうるかについて判断を示した我が国の裁判例としては、以下の二つの判決がある。いずれの判決も、結論においてこれを否定している。

【一】東京地判昭和三六年九月八日判例時報二七四号二八頁。

事案の詳細は不明であるが、本訴では、手形金一七〇万円のうち二〇万円だけが満期後に指名債権譲渡の方法によつて譲り渡された件につき、その譲渡の効力が争われたものと推測される。<sup>(1)</sup>判旨は、以下のとおりである。

「判旨」 「満期後の手形債権について、たとえ、指名債権譲渡の方法による債権譲渡を認むべきものとしても、手形債権の一部をかかふる方法によつて譲渡することはできないものと解するを妥当とする。ただし、この場合には、手形を分割して譲受人に交付する方法がなく、一部裏書を無効とする法の趣旨にも反するからである。」

「もつとも、右の方法による手形債権の一部の譲渡に際し、手形を譲受人に交付する場合は、これを有効と認むべきではないかとの論も考えられないことはないが、仮りに、これを是認すべきものとしても、かかる一部譲渡の場合に譲受人が手形の交付を受けたというような異常の事實は譲受人においてこれを主張立証すべきものといわなければならない。本件における原告の請求は、手形債権の一部を指名債権譲渡の方法により譲渡を受けたことを前提とするものであり、しかも、原告において、その手形の交付を受けてこれを所持しているものではな

いことは弁論の全趣旨により、その争わないところと認むべきであるから、原告の本訴請求は、いずれにせよ、その余の判断をまつまでもなく、失当として、これを棄却するのほかはない。<sup>(2)</sup>」

【2】 最高判昭和六〇年七月二日判例時報一一七八号一四四頁

〔事実の概要〕 Xは、Yとの間で、Xの手形をYが割引引く代りに、XはYの求めにより随時保証金をYに預託する旨の契約を締結した。本訴において、Xは、Yに対して、昭和四九年一月二〇日から昭和五〇年一月二〇日までの間、右の契約に基づく取引をした結果、預託金残額金五九〇万円及びこれに対する前記契約終了日たる昭和五一年一月二〇日から完済までの民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めうる債権（預託金返還債権）を有していると主張して、その支払いを求めた。

これに対して、Yは、預託金返還債権の存在を争い、さらに、仮にX主張の債権が存在するとしても、YはAより昭和五四年六月二二日に、X振出の本件約束手形（金額五〇〇万円、受取人A）に基づく手形金債権の一部金六七〇万円及びこれに対する昭和五三年九月一日から完済まで年六分の割合による損害金の譲渡を受け、昭和五四年六月二五日にその旨を通知したので、Yは、Xに対して昭和五四年六月二九日の口頭弁論において譲り受けた手形金債権とX主張の預託金返還債権とを対当額において相殺する旨の意思表示をしたと主張した。

第一審（福島地判昭和五六年三月二七日）<sup>(3)</sup>は、預託金返還債権の残額を五〇〇万円と認定したが、Yの相殺の主張を認め、結論においてXの請求を棄却した。Xが控訴した。Yは、控訴審（仙台高判昭和五九年一月三〇日）<sup>(4)</sup>において以下の主張を付加した。「Yは、Aから、本件手形金の元金の一部六七〇万円及びこれに対する・・・遅延損害金の譲渡をうけたが、一部裏書は手形法一二条二項の禁ずるところであるからこれを行なわず、Aは同人の為に本件約束手形を占有する弁護士Bに対し爾後Yの為に右手形を占有すべき旨を命じ、Yはこれを承諾

したので、A・Y両名は現在同弁護士を共通の占有代理人として、本件約束手形を共同して代理占有している。

控訴審は、預託金返還債権の残額は五九〇万円であると認定し、Yの相殺の主張については、以下のとおり理由がないものと判断し、Xの控訴を認容した、「手形債権の一部のみの譲渡は、指名債権譲渡の方法によつたとしても手形法一二条二項の趣旨に照して許されず、法律上その効果を生じないものというべきである。Yは、本件の場合、当事者の主張欄に付加して記載したとおりの（共同して代理占有している）（引用者注）事実がある旨主張するが、仮に右のような事実があつたとしても、手形債権の一部譲渡により同一の手形の手形債権の一部ずつの帰属が区々となり前記法条の避げんとする支障が生じることには変わりはないのであるから、これにより手形債権の一部の譲渡が効力を有することになるものとは解されない。」

Yは上告し、その上告理由は、以下のとおりである。「手形法第一二条二項が一部裏書を無効とする理由は、一部裏書を認めて残部についての権利を裏書人が保有することとしても、もはや手形の所持がない為に権利の行使も譲渡もできないし、かといって全部裏書とみなすのは裏書人の意思に反するという理由によるものである。しかるに、本件にあつては、手形金の一部を指名債権譲渡方法によつて譲渡したAも、これを譲渡したYもともに訴訟代理人であるBを共通の占有代理人として本件約束手形を占有しているのであり、AとYとはBを介して双方共同して行ふ限り、自由に権利の行使・譲渡が可能であり、手形法が一部裏書を禁ずる理由となつていて弊害は全然発生していない。従つて、原判決が本件の場合にまで、手形法一二条二項の適用ないし準用があると判断したのは、誤りである。」

しかし、上告棄却。

〔判旨〕 「手形債権の一部が指名債権譲渡の方法により譲渡されたときであっても、これによつて権利の分属的

帰属の生ずることは手形法一二条二項所定の一部裏書の場合と異なるものではないから、右譲渡について同項を類推適用し、これを無効と解するのが相当であり、この理は、譲渡人と譲受人とが同一の占有代理人によって当該手形を占有していても異なるものではない。<sup>(5)</sup>」

(二) 手形債権の一部譲渡に関するドイツの判例としては、以下の二つの例がある。しかし、各判決の結論が異なっている。以下の《1》判決は肯定例であるが、《2》判決は否定例である。

《1》 RG 1921.4.21: LZ 1921, Sp.496<sup>(6)</sup>

〔事実の概要〕 Pは、B及びその妻に対して有する240000Mの債権（手形債権）の中の50000Mを贈与のためGに譲渡し、取立委任を受けたRALに、取り立てた金銭から50000MをGに支払うことを指示する文書を作成し、X（Gと推測される）に交付した。RALは、その数日前に、Pから取立のため手形の交付を受けていた。Pは一九一五年に死亡した。Xは、Pの遺言執行者であるYに対して、50000Mの一部である5000Mの支払を求めた。

争点は、右の文書でなされた贈与のための債権譲渡の有効性にある。Yは、この贈与は手形債権の譲渡によってのみでは行われず（§118 II BGB）、<sup>(7)</sup>そのためには手形の交付が必要であるが、これがなされていないと主張した。

しかし、RGは、Yの上告を棄却した。その理由は、以下のとおりである。

〔判旨〕 「手形債権の一部譲渡が許されることに疑いはない。一部裏書の有効性を否定する理由は、手形債権の譲渡に妥当しない。しかし、譲渡が有効であるためには、手形証券の交付が必要である。本件では、手形債権の

一部のみが譲渡されているのであるから、Xは証券について共同占有（Mibesitz）に対する請求権のみを有していた。KGは、Xがこれを取得したと判断する。これに賛成すべきである。債権譲渡の際に、Pは手形を間接自主占有していた。彼は、取立委任のために、手形をRALに交付していたのだからである（§868BGB<sup>(8)</sup>）。PはRALに、Xに譲渡された手形の一部をXのために取立をなすことを委任し、Xはこれに同意したのであるから、XとPとの間にも権利関係が成立し、この関係によって、Pは、Xに対して手形に対するXの持分（Anteil）について、一時的に占有する権利を有している。それ故、Xは、Pに対して手形の間接共同占有（Mibesitz）を取得した。間接占有者も§868BGBによって間接占有を他人に移転することが、認められている。彼が§870BGB<sup>(9)</sup>の方法をとることは必要ではない（§871BGB<sup>(10)</sup>）。本件は間接共同占有の付与であることは、このことを変更しない（・・・）。この範囲において、Pの間接自主占有は間接他主占有に変わった。以上のとおり、本件の債権譲渡は有効である。」

〔2〕 RG 1939.5.17. RGZ 160, 338<sup>(11)</sup>

〔事実の概要〕 本件手形は、Xが、自己指図で、一九二六年一〇月三十一日に、Yを支払人として振り出し、Yが引受をなした、額面が5000RM、支払期日が一九二七年一月二日である為替手形である。ただし、本件手形の表面の手形文句の上部に、「2500RMのみ有効」と記載されており、手形の上部右に記載されている「RM.5000」の記載が抹消されていた。しかし、手形文句に記載されている「Reichsmark Fünfzigtausend」の記載はそのまま残っていた。本判決は、右の記載を一部弁済（一般ドイツ手形法第三九条）がなされた旨の記載と解している。本訴において、Xは、本件手形の振出人として、引受人Yに対して、R&G AGに11909.70RMを支払うこと、He.に2000RMを支払うことと、Hei.に1000RMを支払うこと、5000RMをSt.所在の銀行のXの口座の貸方に記

入し、残額を Berlin 所在の銀行の X の口座の貸方に記入することを求めた。

〔判旨〕「手形債権の一部譲渡は、一部裏書と同様に許されないことに留意されるべきである。譲渡された権利の付与には手形の交付 (Übergabe) が必要であるという原則、及び、手形に対する権利は手形に基づく権利の取得には必要であるという原則に基づき、全手形債権について単一の債権者たる地位のみが存在しうるといふ結論が導かれる。」

(三) 以上のとおり、手形債権の一部譲渡いかんの問題について、我が国の判例は否定するが、ドイツの判例には肯定した例がある。

しかし、我が国の判例については、その結論を導く実質的な理由が必ずしも明確ではないという指摘が可能ではないだろうか。【2】判決の控訴審判決は、「手形債権の一部のみの譲渡は、指名債権譲渡の方法によつたとしても手形法一二条二項の趣旨に照して許されず・・・」というが、「手形法一二条二項の趣旨」については説明がない。同判決は、「手形債権の一部譲渡により同一の手形の手形債権の一部ずつの帰属が区々となり前記法条の避けんとする支障が生じることと変わりはない」というが、「前記法条の避けんとする支障」が何かを明らかにしていない。【2】判決は、手形債権の一部譲渡は、「権利の分属的帰属」が生ずる点において、一部裏書の場合と異ならないという。この指摘は正当ではないかと考えるが、「権利の分属的帰属」の生ずることが、何故一部裏書、さらには一部譲渡を無効とするかを説明する必要がないであろうか。要約すると、我が国の判例については、一部裏書を無効とする手形法第一二条第二項の立法趣旨いかんを明確にする必要があるという理解が可能であろう。

この点について、【1】判決は、「この場合には、手形を分割して譲受人に交付する方法がなく、一部裏書を無効とす

る法の趣旨にも反するからである」という指摘をしている。この判決の指摘は、ドイツの判例の示す理論構成に類似している。すなわち、物理的には手形は一通しか存在しない。有価証券としての手形の場合、被裏書人に権利を移転するために「手形の交付」が必要であり、手形の所持がない限り権利行使は不可能であるという原則が妥当する。<sup>(12)</sup> 後述のとおり（以下の四参照）、ドイツの判例は、この事実と原則との関係いかんという観点に立ち、この場合に「債権者の権利行使における法律上の制約」が存在することに着目して、一部裏書の効力を否定する結論を導いていた。手形債権の譲渡においても、手形の交付が必要（交付が権利移転の要件）であり、一部譲渡によって手形債権を取得した各譲受人に手形を分割して「交付」することは、不可能であるという理解を強調すれば、手形債権の一部譲渡いかんについては、その結論は否定に傾くであろう。<sup>(13)</sup> 【1】判決及び【2】判決は、この立場を採用したものであろう。

しかし、手形の交付は手形債権の譲渡の要件であるという理解を前提としながら、手形の「交付」は、手形の現実の引渡の他、譲受人による手形の「占有」の取得によっても行われうると解すると、一部譲渡によって権利を譲り受けた者が手形の「占有」を取得している場合には、手形債権の一部譲渡を否定する理由がないと解する説も、理論上は可能ではないであろう。<sup>(14)</sup> 【1】判決は、このような説の可能性を示唆したものであり、【1】判決は、この説を採用したものであろう。

以上のとおりとすると、手形債権の一部譲渡の是非を検討するためには、一部裏書を無効とする手形法第一二条第二項の立法趣旨を明確にする必要があるのではないだろうか。この立法趣旨が、手形債権の一部譲渡についても妥当するかが問題だからである。以下では、一部裏書の効力を否定する理論的な説明は、どのようになされているか、これを検討することにす。

- (1) ただし、判例時報のコラムによる。
- (2) 本判決については、その結論に賛成する手塚尚男・企業法研究一四六輯四〇頁の評釈がある。
- (3) 一審判決は、金融・商事判例七三五号一五頁以下に掲載されている。ただし、手形債権の一部譲渡については、言及がなされていない。
- (4) 控訴審判決は、金融・商事判例七三五号一三頁以下に掲載されている。
- (5) 本判決については、以下の評釈・解説があるが、結論に反対するものは見あたらない。大山俊彦・金融・商事判例七四三号四六頁以下、奥島孝康・法学セミナー三九五号一〇五頁、同・法学セミナー三七五号八一頁、同・最新判例演習室(法学セミナー増刊)一九八八年二〇二頁、塚本和彦・法と政治三七卷三三四六七頁、中曾根玲子・法律のひろば四〇巻一〇号七四頁以下、堀内仁・手形研究三七八号五六頁。  
なお、伊藤寿英「一部裏書の禁止と手形権利の分属(一)(二)」高崎経済大学論集三三〇巻一・二合併号五四二頁以下、三一巻三号一五八頁以下は、いわゆる「権利分属」の問題の一つとして本判決に言及している。
- (6) 比較的多数のドイツの学説が、肯定例として引用する判決である。Rilk, Kommentar zum Wechselgesetz, 1933, S.66; Nörr/Scheyhing, Sukzessionen, 1983, S.127; RGRK-Weber, §398, Rdn.61; Soergel-Zeiss, Bürgerliches Gesetzbuch, 11., Aufl., §398, Rdn.6 参照。
- (7) ドイツ民法によれば、贈与の約束は公証上の約束証書に作成されねばならず、この方式を欠く贈与約束は、後に履行がなされたときに、遡って有効となる。§118 BGB 参照。
- (8) ドイツ民法によれば、用益権設定者・質権設定者・使用賃貸人・用益賃貸人・寄託者は間接占有者であるが、この他に、ある者が他の者に対して一時的に占有する権利又は義務を有するところの、以上と類似の関係がある場合にも、他の者も間接占有者である。§868 BGB 参照。
- (9) 間接占有の移転は、間接占有者が直接占有者に対して有する返還請求権を譲渡することによって行われる。§870 BGB 参照。
- (10) 間接占有者が第三者と §868 BGB に示した種類の関係にあるときには、この第三者も間接占有者である。§871 BGB 参照。

- (11) Jacobi, a.a.O., S.311: Baunbach-Hefemehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 19., Aufl. §12. Rdn.2が、否定例として引用する判決である。
- (12) 手形の交付は権利移転の要件であると解する説を前提とする。ドイツ法については、Baunbach-Hefemehl, a.a.O., §14. Rdn.2; Hueck-Canaris, a.a.O., S.82参照。
- (13) 手形の所持が権利行使の要件であると解する説を前提とする。ドイツ法については、Baunbach-Hefemehl, a.a.O., 1. Teil, Rdn.11f; Hueck-Canaris, a.a.O., S.4参照。
- (14) ドイツの通説・判例である。Hueck-Canaris, a.a.O., S.75f参照。ただし、この点については異説も有力である。Baunbach-Hefemehl, a.a.O., §11. Rdn.5参照。民法における学説については、Staudinger-Kaduk, Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, 12. Aufl., §398. Rdn.109参照。
- (15) ドイツでは、交付 (Übergabe) は、現実の引渡の他、引渡に代わる方法 (占有改定、簡易の引渡、返還請求権の譲渡等) によっても行われうると解されている。Ulmer, Das Recht der Wertpapiere, 1938, S.77; Hueck-Canaris, a.a.O., S.75f参照。

### 三 一部裏書の効力

一部裏書の効力について、ジュネーブ統一法の成立前の立法例を分類すると、特に規定を設けない例と、その効力を否定する明文の規定を設ける例に二分することができる。ドイツ法が前者の例であり、後者の例はイギリス法及びアメリカ法である。我が国の旧法 (昭和七年改正前商法第四編) は、フランス法と並んでドイツ法と同一の立法例に属する<sup>(1)</sup>。しかし、ドイツの判例・学説は一部裏書を無効と解しており、このドイツ法における解釈の影響を受けて我が国及びフランスでも同様に解されていた。したがって、一部裏書は有効ではないとする点において、主要な諸国の立法例は一致<sup>(2)</sup>。

していた。しかし、その根拠及び効力については、以下のとおり異なっていた点に注目する必要がある。

(一) 一部裏書の効力を定めた規定は、ドイツの旧法（一般ドイツ手形法）には存在しない。学説では有効説も比較的有力であったにも拘わらず、<sup>(4)</sup>ライヒ裁判所は、一部裏書を無効と解した。RG 1884.4.2:RGZ 11,148である。同判決は、当時の学説の対立を反映して、判例・学説について立ち入った検討がなされている点が際立った特徴をなしている判決である。なお、この判決の他に、RG 1898.5.18:RGZ 41, 114が、傍論であるが、「手形法は、手形金額について一部裏書を認めていない」と述べていた。公表されている限りでは、この二件が、ライヒ裁判所が一部裏書の効力について判断を示した判決であろう。前者の判決が詳細であるので、その要旨を抜粋して紹介する。ただし、事案の詳細は不明である。

〔3〕 RG 1884.4.2:RGZ 11,148

〔判旨〕 「〔一部〕裏書は手形取引において非常に多くの、また面倒な混乱と困難を確実にもたらすことについて、見解が一致している。」

「ドイツ一般手形法の規定全体から、以下の結論が導かれる。すなわち、・・・手形上の権利は、統一した（権利の）の担い手としての、完全に特定された特性を備えた文書としての手形の所持（Inhaberschaft）に結びついており、手形金の支払のための手形債務の履行は、支払の記載がなされた手形の引換えでのみ要求することが許されるという結論である。」

以上のことから、すでに、手形上の権利が、同時に複数の者に、各自が、自らのために独立した完全な手形上の権利を有し、手形金額又は遡求金額の一部を請求するという結果を達成するように、帰属するという結果を導くことを意図する、そのような処置（Operation）の手形法上の無効（Unwirksamkeit）が導かれる。そのような

ことは不可能である。すなわち、このような複数の者の各自が、全ての手形上の権利の単一の担い手である手形を同時に所持することは実現が不可能であり、これらのいかなる者も、前述の処置によって、全ての手形上の権利の単一の担い手〔である手形〕に領収の記載をなし、手形債務者に対する交付によって、これを処分する権利がないからである。一般ドイツ手形法・・・において複本 (Wechselduplicat) 及び謄本 (Kopie) について存在する規範が、前述した議論の切実性を弱めることができるということは、正当ではない。手形の複本及び謄本は、全く異なった目的のために認められたものである。〕

「以上の理由の他、手形金額と手形の支払期日についての一般ドイツ手形法の規範が、手形金額又は遡求金額の一部において、異なった複数の者の既存の権利が併存することは、手形法の基本原理に反するという根拠となる。・・・一般ドイツ手形法の意味では、手形金額及び手形の支払期日は、「要素 (Essentialien)」として、すなわち、確定した、分割されるべきでない単位として考えられている・・・。」

ライヒ裁判所が一部裏書を無効と解した理由は、要約すると、以下の諸点であろう。

① 手形債権は手形の所持 (Inhaberschaft) と結びついており、手形法は、手形債務の支払及び遡求義務の履行には手形との引換えが必要であるものと定めている。一部裏書を有効とすると、手形債権が同時に複数の者に帰属し、この複数の者は、自ら独立した完全な手形上の権利を有しており、したがって、これらの者が手形金額の一部の支払を請求しうることを肯定すべきであろう。しかし、これらの者による手形の同時の所持、又は債務者への交付は実現可能ではないから、その権利の行使は不可能である。手形の複本 (Wechselduplicat) 及び謄本 (Kopie) は、他の目的のために認められたものであり、この場合に使用することは認められない。

② 手形金額（一般ドイツ手形法第四条第二号）及び支払期日（一般ドイツ手形法第四条第四号）は、手形の「要素」として、「確定した、分割不可能な単位」をなしており（手形金額・支払期日単一の原則）、一部裏書はこの原則に反する。

③ 一部裏書の肯定は、手形取引に困難と混乱（Schwierigkeit und Verwicklung）をもたらす。

以上の根拠は、一部裏書の効力を否定する学説（当時の通説）の主張とほぼ同一であるが、その基本的な特徴は、要約すると、「債権者の権利行使における法律上の制約」の存在に着目した一部裏書否定論であると理解してよいのではないだろうか。

(二) ドイツ及びフランスでは、債権の一部譲渡を肯定しつつ<sup>(6)</sup>、当時の手形法には明文の規定がなかったにも拘わらず、一部裏書の効力を否定する説が支配的であった。これに対して、イギリス手形法は、一部裏書の効力に関する明文の規定を有していた。一八八二年のイギリス手形法第三二条第二号は、「裏書は為替手形全部の裏書たることを要する」と定め、「一部裏書（partial indorsement）、すなわち、手形金額の一部のみを被裏書人に移転し、又は、為替手形を二人以上の被裏書人に各別に移転することを目的とする裏書は、流通（negotiation）としての効力を有しない」と定める<sup>(8)</sup>。同条の趣旨については、一部裏書は、為替手形上の訴権の分割をもたらす（split the action of right on a bill）からであるという趣旨の説明がなされている<sup>(9)</sup>。

流通としての効力とは、譲受人を「手形の所持人（The holder of a bill）」となす効力であり（イギリス手形法第三二条第一項）、手形の所持人は、以下の権利を有するものと定められている（同法第三八条）。すなわち、①所持人は自己の名で手形に基づいて訴えることができる、②所持人が正当所持人のときには、前者の権利の瑕疵及び前者相互間で前者に主張しうる単なる人的な抗弁を主張されることなく、手形を所持し、手形について支払の責任を負担する当事者を

して支払をさせることができる、③所持人の権利に瑕疵がある場合、(a)所持人が手形を正当所持人に流通させたときは、この者はこの手形について有効かつ完全な権利を取得し、(b)所持人が手形の支払を受けたときは、所持人に正当な過程において支払をした者は、その手形について有効に義務を免れる。イギリス手形法においては、一部裏書は、同法が流通に認める①から③の効力を有することはない。したがって、一部裏書の被裏書人は、手形の所持人ではないから、自己の名で、手形債務者に対して訴えを提起することができないであろう。

一部裏書は流通としては無効であるが、その効力は何かが問題となる。この点については、一部裏書は、(i)被裏書人に記載された金額を受領する「権限 (authority)」を与える<sup>(10)</sup>と解する説、(ii)被裏書人に手形に対する「留置権 (lien)」を付与するとする説<sup>(11)</sup>が、主張されていた。しかし、これらの説の内容及び根拠の詳細を知ることができないが、それぞれの説が認める一部裏書の効力は、ドイツの《3》判決が一部裏書の効力として理解する、「手形金額又は遡求金額の一部において、異なつた複数の者の既存の権利が併存すること (Koexistenz)<sup>(12)</sup>」を意味しないであろう。

なお、一部裏書が一部譲渡としての効力を有するとする説(アメリカ法の立場)に言及する文献は、イギリスでは、見あたらないかに見える。

(三) 一部裏書の効力については、基本的には、アメリカ法もイギリス法と同様の立法を採用していた。一八九四年の統一流通証券法第三二条は、「裏書は証券全部の裏書たることを要する。被裏書人に支払金額の一部のみを譲渡し又は数人の被裏書人に対し各別に譲渡しようとする裏書は、証券の流通としての効力を有しない」と定める<sup>(13)</sup>。その立法理由については、学説では、同条は「訴権の分割」を否定するが、その根拠は「債務者の保護」にあるものと説明されている<sup>(15)</sup>。すなわち、債務者は、自己に対する一個の訴権 (cause of action) の危険を引き受けているにすぎないのであるから、流通証券法は、債務者を保護するため、一部裏書を否定したものと説明<sup>(16)</sup>されている。

証券の一部の移転は、訴権を分割する効力がないが、債権譲渡 (assignment) としては有効であるという理由は必ずしも十分であるとはいえないものと説かれて<sup>(17)</sup>いる。流通証券法のルールは、訴権の分割を防止することを目的としているからである。したがって、証券の金額の一部を譲り受けた者 (assignee) は、被裏書人が有する以上に、その金額について分割された訴訟を提起する権利を有することはないものと解されている<sup>(18)</sup>。

しかし、同法は、「証券に基づいて二人以上の者に各別に訴えを提起する独立した権利を創造すること (the creation of independent rights in two or more persons severally to sue on the instrument)」を否定したに止まると理解すると、一部裏書人には、一定の効力を認めるといふ解釈は不可能ではない。すなわち、債務者及び証券に利害関係を有する全ての当事者が訴訟に参加し、裁判所が全ての権利義務を考慮した判決をなすのであれば、一部裏書人は前述の規定の趣旨に反することはないと解する説がある<sup>(20)</sup>。右にいう、すべての当事者の訴訟参加等の要件は、実は、債権の「一部譲渡 (partial assignment)」について必要とされている要件である (以下の四参照)。したがって、この説は、一部裏書人は一部譲渡としての効力を有すると主張する説である<sup>(21)</sup>。この説を前提とすると、証券の一部譲渡はもとより可能であると解されるのではないだろうか。

統一流通証券法第三二条は、一九五二年の統一商法典 §3-202(3) に受け継がれ、同法典の改正によって、条文の位置に変更がなされたが、その基本的な内容は、一九九〇年改正統一商法典 §3-203(4) として維持されている。一九五二年の統一商法典 §3-202(3) は、「裏書は証券の全部を移転するか、又は一部を支払った残部を移転するときのみ、流通としての効力を有する。裏書が、これより少ない額を移転しようとするときは、それは一部譲渡 (partial assignment) としての効果のみしか生ぜしめない」と定める。同条は、基本的には統一流通証券法と同旨の規定であるが、一部裏書が「一部譲渡」の効力を有することを、明文で認めている点<sup>(22)</sup>がその特徴である<sup>(23)</sup>。

一部裏書についてのイギリス法及びアメリカ法(以下、「英米法」という)の内容は、以上のとおり、「債務者保護」の観点に立った一部裏書否定論であると要約してよいであろう。一部裏書の効力は、アメリカ法においては、流通としての効力否定及び債権の一部譲渡である。なお、債権の一部譲渡は、ドイツの判例・学説によれば、債務者の同意なしの債権の分割・独立した複数の債権の発生をもたらし<sup>(24)</sup>。しかし、後述のとおり(以下の四参照)、英米法においては、債権の一部譲渡については、原則として、このような効力が生ずることはないであろう<sup>(25)</sup>。手形の場合についても、債務者が、一部裏書及び一部譲渡によって、その同意なしに、分割・独立した複数の債務の履行を求められることはないであろう。その立法理由が債務者保護にあることは、言うまでもない。

(四) 右に紹介したとおり、一部裏書の効力を否定するのが、統一法成立前の諸外国の立法及び判例の傾向である。ジュネーブ統一法は、この傾向に従って一部裏書を無効としたものと推測される。問題はその根拠いかにあり、ジュネーブ統一法に関する資料からはその立法理由が必ずしも明かではないかに見える。<sup>(26)</sup>しかし、一部裏書の効力否定の根拠いかなの問題は、理論的には、債権の「一部譲渡」を肯定しつつ(債権者保護)、手形の一部裏書の場合には、権利移転及び権利行使の面において制約がない限りで、手形債権の一部譲渡を否定する必要がないと解する余地がないではない。この説に従うとすると、債権の一部譲渡にはどのような経済的意義があるか、手形の場合についても同様かという問題がある。これに対して、後者の理解に従いつつも、一部裏書の効力否定の根拠に反しない限りで、一部裏書に一定の効力——アメリカ法では、債権の一部譲渡の効力——を肯定しようと解釈すれば、それでは、その効力の内容は何

か、立法趣旨に反しないかを明らかにする必要がある。

以上のとおりとすると、手形債権の一部譲渡いかんは、これを「債権の一部譲渡」についての規制のあり方いかんの問題の一環として理解して、検討することが有効ではないかと考える。そこで、以下では、アメリカ法(以下の四参照)及びドイツ法(以下の五参照)を概観して、手形債権の一部譲渡いかんの問題を解決する手掛かりを得ることにする。

注

(1) 当時の立法例については、Meyer, *Welwechselecht*, Bd. I (1909), S. 198f. Magnus, *Tabellen zum Internationalen Recht*, 4. Heft (1930) 参照。

(2) 東京地判大正九年三月三〇日法律評論九卷商法二一三〇頁は、一部裏書を無効と解した。この判決は、手形の第四裏書人が、満期日後に「本件手形金債権二百二十一円中ノ一部金五十円ニ付キ此ヲ控訴人ニ譲渡センカタメ其旨ノ裏書ヲ為シタ」という事案について、「手形ノ裏書ハ手形金額ノ全部ニ付テノミ之ヲナシ得ヘキモノニシテ引受及ヒ支払ト異ナリ一部ノ裏書ヲナスモ其効力ヲ認メス其一部裏書カ満期日ノ前ニ為サレタルト満期日後ニ為サレタルトニ依リテ差異ナキカユエニ満期日後ニナサレタル本件手形ノ前記ノ一部ノ裏書ハ無効ノモノナリト謂ハサルヘカラス」と述べた判決である。

学説の多数も、これを無効と解していた、岡野敬次郎・日本手形法二二頁以下、松本蒸治・手形法二五三頁以下、松波仁一郎・改正日本手形法六七四頁以下、青木徹二・手形法論三八二頁以下参照。なお、我が国の学説には、ドイツの判例・学説の影響が顕著である。例えば、青木・前掲書三八三頁では、詳細にドイツの判例・学説が紹介されている。

(3) フランスの判例・学説では、一部裏書の効力について十分の議論がなされていたわけではなかった。しかし、Lyon-Caen et Renault が、イギリス法及びドイツ法を参照して、否定説を主張していたことが注目される。Lyon-Caen et Renault は、債権の一部譲渡 (*une cession partielle de créance*) をなしうると同様に、裏書によつて手形の一部のみを移転することができるかという問題があることを指摘し、明文で禁止されていないが、以下のとおり否定に解すべきものと主張する。

すなわち、「為替手形では、満期に支払がないときに、通常の債権については存在しない『方式』を充たす必要がある。

一部裏書によって手形を取得した者は、彼に譲渡された部分のみを請求することができるにすぎない。これを超えた部分については、どのようにして、請求することができるか、また、どのようにして、過失のある所持人に課される失権を免れることができるか? という指摘をなして、一部裏書の効力を否定する見解を述べていた、Lyon-Caen et Renaulx, op.cit., pp.109-110 参照。

(4) 当時の学説の状況については、Knehl, "Das Teilindossament", Archiv für Wechselrecht, X.S. 176ff 及び Grünhut, a.a.O., S.154ff が、詳細に説明している。

(5) 例えば、当時の代表的な体系書・注釈書である、Grünhut, a.a.O., S.154ff; Rehbein-Mansfeld, Wechselordnung, 8. Aufl., S.39; Staub, Kommentar zum Wechselordnung, 12. Aufl., §9, Anm.6; Michaelis, Wechselrecht, 1932, §9, Anm.12 が指摘する根拠は、判例のそれと基本的に同一である。

ただし、Grünhut が、前述の判例の指摘する根拠の他に、一部裏書の肯定による複数の債権者の出現が、債務者の法的地位を悪化させる (verschlechtern) という根拠を付け加えていることに注意が必要ではないかと考える。しかし、Grünhut においても、一般の学説と同様に、一部裏書否定の主たる根拠は判例とほぼ同一であり、「債務者保護」は否定説を支える複数の根拠の中の一つとして位置づけられているに止まる。しかし、本稿の理解によれば、一部裏書を否定する決定的な根拠は、実はこの点にあるのではないかと臆測している。

(6) 現在でもこのように解われている、Kotz, "The transfer of rights by assignment, International encyclopedia of comparative law, Vol.7, chapter 13 (1992), pp.63-64 参照。

(7) イギリス手形法によれば、裏書人は、裏書たる旨を記載して手形に署名する必要があるが、他の書面による手形の譲渡は裏書ではない。ただし、補箋 (allonge) 又は謄本 (copy) を認容する国において発行又は流通した手形の謄本になした裏書は、手形になしたものと看做される (イギリス手形法第三三一条第一号)。

一部裏書の効力を否定するイギリス法では、当然、ドイツにおいて議論されているような、複数の被裏書人による独立した権利行使が可能であるように、各別の被裏書人に一部裏書をなす方法について言及した文献は見あたらない。イギリス手形法には「複本 (bill in duplicate)」の制度 (イギリス手形法第七一条以下) があるが、複本の各通に一部裏書をなしうることについて言及した文献は見あたらない。

(8) 一部裏書とは、証券上の金額の一部を被裏書人に移転する裏書をいう。例えば、一〇〇ポンドの為替手形の所持人Cが、D及びEに各五〇ポンドを移転する裏書は一部裏書に該当し、流通として無効である (invalid) と解される。CがDに三〇ポンドを移転する裏書も一部裏書に該当し、流通としては無効である。ただし、この場合に、Cが、七〇ポンドの支払を受領していたときは、この裏書は無効ではなす。Chalmers and Smout on Bills of exchange act. 1964, p.114; Byles on Bills of exchange. 1972, p.82 参照。

(9) Chalmers and Smout, op.cit., p.114; Byles, op.cit., p.82 参照。

(10) Chalmers and Smout, op.cit., p.114; Jacobs, A short treatise on the law of bills of exchange, cheques, promissory notes. 1943, p.120 参照。ただし、その説明は簡略であり、その法律上の根拠については必ずしも詳細であるとはいえない。

本文の(i)説は、一部裏書は取立委任裏書としての効力を有すると解する説ではないかと推測される。イギリス手形法によれば、制限的裏書の一種として、取立委任裏書は、被裏書人に、手形の支払を受領し、かつ裏書人が訴えを提起することができる全ての当事者に訴えを提起する権利を付与する。この場合、被裏書人は、明示の授權がない限り、裏書をなす権利を有しない(イギリス手形法第三五条第二項)。(i)説に従うと、一部裏書の被裏書人は、手形金の一部について、その支払を受け、又は裏書人の前者に訴えを提起することが可能であろう。しかし、被裏書人は、支払を受領する代理権を有しているにすぎないから、手形を譲渡することができず、裏書人に対抗可能な抗弁の対抗を受けるであろう、Chalmers and Smout, op.cit., p.120 参照。

(11) Byles, op.cit., 83 参照。Byles の叙述も簡略であつて、その趣旨の理解は必ずしも容易ではないが、以下の様に理解してよいであろうか。

Byles は、イギリス手形法第二七条第三項を引用して、以下のように説明する。同条は、「為替手形の所持人が、契約又は法律により手形に留置権 (lien) を有するときは、留置権を有する範囲の額で有償の所持人とみなされる」と定める。すなわち、譲受人は、手形に留置権を有するときは、担保される金額について「有償の所持人」となる。例えば、裏書人が一〇〇ポンドの為替手形を五〇ポンドの債務のために担保を設定して裏書したとき、被裏書人は、この規定により、裏書人に対しては五〇ポンドの支払を求めることができる。この場合において、所持人Ⅱ被裏書人は、裏書人以前の債務者(為替手形の引受人・振出人等)に対する関係において、手形の全金額について対価を提供した所持人と見なされ(イギリス

手形法第二七条第二項)、これらの者に対して手形金額全額について権利を行使することができる。ただし、所持人 $\parallel$ 被裏書人は、手形金額と担保されている額との差額(五〇ポンド)については、「受託者(trustee)」として訴えを提起するものと説明されている。この説明は、所持人 $\parallel$ 被裏書人は、手形金額の全額(一〇〇ポンド)の支払を裏書人以前の債務者に請求しうるが——手形債権が分割されることはないが——、差額の五〇ポンドについては支払を受領する権限があると解する趣旨と推測される。Chalmers and Snout, *op. cit.*, pp.90-91 参照。

(12) RG 1884:42; RGZ 11, 148 [154-155] 参照。

(13) 統一流通証券法の成立前においても、同様に解されていた、Bigelow, *The law of bills, notes, and checks*, 1880, p.138 参照。

(14) なお、イギリス法におけるのと同様に、複数の被裏書人による独立した権利行使が可能であるように、各別の被裏書人に一部裏書をなす方法について言及した文献は見あたらない、前注(7) 参照。

(15) Britton, *Handbook of the law of bills and notes*, 2nd. ed. p.136; Daniel-Calvert, *A treatise on the law of negotiable instruments*, Vol. II, 7th ed. p.767 参照。

(16) Britton, *op. cit.*, p.136 参照。

(17) Britton, *op. cit.*, p.136 参照。

(18) 証券の一部譲渡 (assignment) がなされても、証券の所持人 (holder) は、証券を流通させ (negotiate)、支払を受領して免責させる「排他的な権利」を有するものとの主張がなされていた、Britton, *op. cit.*, p.136 参照。

(19) Britton, *op. cit.*, p.137 参照。

(20) Britton, *op. cit.*, p.137 参照。

(21) Britton, *op. cit.*, p.137 参照。

(22) 一九九〇年統一商法典§3-203(d)の立法理由については、一九五二年の統一商法典§3-202(3)の立法理由と同一の内容の説明がなされている、Uniform commercial code 2000 edition, 2000 official text with comments, p.321 参照。一九五二年の統一商法典の立法理由については、Uniform commercial code, 1972, official text with comments and appendix, p.247 49 「証券に関する訴権は分割することができない」と述べていた。

以上の他に、Williston on Contracts, 4, edition, volume 22, §60: 28 及び Anderson on the uniform commercial code, 3, edition (Rev)

§3-203-5 も、同旨の説明をしている。

- (23) Uniform commercial code.1972. official text with comments and appendix. p.247 は、「一部裏書は、しかし、訴権の一部譲渡 (a partial assignment of the cause of action) としての効力を有する。本条は、この譲渡の法律的效果に言及する意図はない。それは、各州法に委ねられている」と述べている。Uniform commercial code.2000 edition. 2000 official text with comments. p.321 も、同様の説明をしている。Williston on Contracts, 4.edition. volume22. §60: 28 及び Anderson on the uniform commercial code.3.edition (Rev) §3-203-5 も、同じ。
- (24) ドイツ法においては、債権の一部譲渡の効力は、複数の債権の発生であり、各債権の相互の関係は独立性及び同種性の原則に基づいているものと説かれている、Nörr/Scheyhing, a.a.O., S.127 参照。
- (25) 注(6) に引用の Kötz の他に、Schumann, Die Forderungsabtretung im deutschen, französischen und englischen Recht.1924.S. 113 参照。
- (26) 手形法第二一条第二項はジュネーブ統一法第二一条第二項に基づくが、議事録を参照する限り、ジュネーブ会議では、一部裏書を無効とする統一法第二一条第二項については、格別の議論がなされていない、League of Nations, Records of the internationale conference for the unification of laws on bill of exchange, promissory notes and cheques. first session.1930.p.131 参照。
- 以上の点では、ジュネーブ統一法第二一条第二項と同一の条文であるハーグ統一規則第一一条第二項についても変わりがない、Deuxième conférence de la Haye pour l'unification du droit en matière de lettre de change, de billet à ordre et de chèque.1912.Actes II. p.15 参照。なお、Hupka, Das einheitliche Wechselrecht der Genfer Verträge.1934. S.42 は、この規定が英米法の例と同一である旨を指摘する。

(以下、第五五卷第六号)